

国立大学法人滋賀医科大学輸出入管理マネジメント委員会規程

令和3年2月15日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学安全保障貿易管理規程第8条第2項の規定及び滋賀医科大学生物多様性条約対応に関するポリシー第4項第4号に基づき、輸出入管理マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の組織等について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 安全保障貿易管理, 生物多様性条約その他輸出入管理に関わる基本方針及び基本施策の企画・立案に関すること。
- (2) 安全保障貿易管理, 生物多様性条約その他輸出入管理に関わる審査状況に関すること。
- (3) 安全保障貿易管理, 生物多様性条約その他輸出入管理に関わる研修及び教育に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか, 安全保障貿易管理, 生物多様性条約その他輸出入管理に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を担当する理事
 - (2) 教員 若干名
 - (3) 医学研究監理室長
 - (4) 研究推進課長
 - (5) 学外有識者 若干名
 - (6) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号及び第5号の委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行す

る。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、研究推進課の協力を得て、医学研究監理室が処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年2月15日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。